国立大学法人大分大学広告掲載取扱規程

令和２年６月１５日制定
令和２年規程第４５号

（目的）
第１条　この規程は，国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）が発行又は発信する媒体，法人が管理する施設，機器等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

（定義）
第２条　この規程において「部局」とは，国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成１６年規程第１４号）第２条第２項第１号に規定する部局及び医学部附属病院をいう。
２　この規程において「部局長」とは，前項に規定する部局を掌理する者をいう。
３　この規程において「広告」とは，文字又は画像で表示された情報であって，法人により広告掲載を可とする旨の決定を受けた者の希望する内容又は指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
４　この規程において「広告掲載」とは，広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
５　この規程において「広告媒体」とは，次の各号に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
（１）　法人の管理下にある施設，機器等
（２）　法人の管理下にあるウェブサイト
（３）　法人が作成する広報誌，冊子，封筒等の印刷物
（４）　法人の敷地内に設置している掲示板及び電子掲示板
（５）　その他広告掲載が可能なものとして部局長が認めたもの

（広告掲載の条件）
第３条　広告の内容が，次の各号のいずれかに該当する場合は，掲載しないものとする。
（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
（３）　特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
（４）　宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
（５）　社会問題についての主義主張に関するもの
（６）　取扱商品等の性質上，一般消費者とのトラブルが想定されるもの
（７）　風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
（８）　貸金業に関するもの
（９）　たばこの広告及び喫煙を促すもの
（１０）　賭博及びギャンブルに関するもの
（１１）　個人，団体又は組織等の名誉，信用，正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
（１２）　著作権，商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
（１３）　その他掲載する広告として不適当であると認められるもの

（広告掲載の態様）
第４条　広告が広告媒体等に占める割合及びその掲載箇所等の態様は，広告媒体等の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

（広告の募集）
第５条　広告の募集を行う場合は，部局において行うものとする。
２　部局長は，前項の募集に当たり，所管する広告媒体の種類ごとに必要な事項を定めた要項等を作成し，事前に学長の確認を受けなければならない。

（広告掲載の申請）

第６条　広告掲載を希望する者は，前条第２項の要項等を確認の上，部局長が定める広告掲載に係る申請書により，当該希望する者が所属する組織等の概要及び掲載しようとする広告の版下原稿，図案等を添えて，広告媒体を所管する部局長に申請するものとする。

（広告掲載の決定）

第７条　前条の申請を受けた部局長は，第３条の条件に基づき確認した上で広告掲載に支障がないと認められるときは，広告掲載申請書（別記様式）により，速やかに学長に申請するものとする。

２　学長は，前項の申請書に基づき，国立大学法人大分大学広報委員会の議を経て広告掲載の可否を決定し，その旨を当該部局長に通知するものとする。

３　部局長は，前項の広告掲載の可否の結果を申請者に通知するものとする。

４　前項の規定により広告掲載の可の決定を受けた申請者から，掲載希望期間を除く同一の内容の申請があった場合は，前三項の規定にかかわらず，当該部局長が可否を決定の上，申請者に通知を行うことができる。

５　前項の通知を行った場合，当該部局長は，速やかに学長へ報告しなければならない。

（広告主の責任等）

第８条　広告の内容等に関する責任は，広告掲載を可とする旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

２　広告主は，広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを，法人に対して保証するものとする。

３　第三者から，広告に関連して損害を被った旨の申し出があった場合は，広告主の責任及び負担において解決するものとする。

４　広告の掲載に係る経費は，広告主の負担とする。

５　広告主は，第６条に規定する広告掲載に係る申請書の記載内容に変更が生じた場合は，速やかに部局長へ報告するものとする。

（広告掲載料）

第９条　法人は，広告主から広告掲載料を受領することができるものとする。

（広告掲載料の納入等）

第１０条　広告主は，広告掲載料を法人が指定した預金口座に指定された期日までに一括して納入しなければならない。

２　既納の広告掲載料は，これを返還しない。ただし，広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載しなかったときは，広告掲載料を返還することができる。

３　掲載料を返還する場合は，利子を付さない。

４　広告掲載料は，広告媒体を所管する部局等に帰属させるものとする。

（広告掲載の取消し）

第１１条　学長は，次の各号のいずれかに該当するときは，広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）　指定する期日までに広告の版下原稿又は図案等が提出されないとき。

（２）　指定された期日までに広告掲載料が納入されないとき。

（３）　広告掲載の決定後，当該広告が第３条のいずれかに該当することとなったとき。

（４）　第６条に規定する広告掲載に係る申請書，添付書類等の記述に虚偽がある等信頼関係を損なう事実が判明したとき。

（５）　その他学長が広告掲載の決定を取り消すことが必要と認めるとき。

２　学長は，広告掲載の取消しを決定した場合は，その旨を当該部局長に通知するものとする。

（雑則）

第１２条　この規程に定めるもののほか，広告掲載の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，令和２年６月１５日から施行する。

附　則（令和４年規程第９２号）

この規程は，令和４年１０月２５日から施行する。

附　則（令和５年規程第４６号）

この規程は，令和５年８月２９日から施行する。

附　則（令和６年規程第４４号）

この規程は，令和６年７月２３日から施行する。

別記様式（第７条関係）

年　　月　　日

国立大学法人大分大学長　殿

（部局長）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

広告掲載申請書

国立大学法人大分大学広告掲載取扱規程（令和２年規程第４５号）第７条の規定により，下記のとおり申請します。

記

広告掲載申請者		
掲載を希望する広告媒体		
掲載希望期間	年　　月　～　　年　　月	
広告の内容（広告の内容案を記入又は添付してください。）		
希望する広告掲載料		
業種		
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	ＦＡＸ	
	メール	